## 岩手県告示第228号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり和賀川淡水漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名称 和賀川淡水漁業協同組合
  - (2) 住所 北上市芳町1番1号
- 2 漁業権の免許番号 内共第31号
- 3 変更の内容

第4条の表中「石羽根発電所」を「石羽根ダム」に改め、第7条第1項だたし書中「、身体不自由者及び70才以上の者のときは無料」を「又は身体不自由者及び75才以上の者の場合、その者が北上市又は花巻市横志田に住居を置くときは無料、北上市以外又は花巻市横志田以外に住居を置くときは2分の1の額」に改め、同条第2項及び第3項中「70才」を「75才」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成20年3月28日